

議案第 117 号令和 6 年度大津市学校給食事業特別会計の決算の認定
について

議案第 117 号令和 6 年度大津市学校給食事業特別会計の決算の認定について、主要な施策の成果説明書に基づき、ご説明申し上げます。

170 ページをお願いします。

まず、学校給食事業の概況についてであります。近年の食材費の値上がりに関しては、児童生徒の学校給食費の値上げを行うことなく、給食の質と量を確保しつつ、食材費値上がり分は公費負担によって保護者負担の軽減を図るとともに、多子世帯の経済的な負担軽減を図るため、令和 5 年 10 月より、18 歳以下の子を 3 人以上養育している世帯の第 3 子以降の学校給食費の免除を開始し、令和 6 年 10 月に年齢要件を 22 歳以下に緩和することで保護者負担を軽減し、段階的に事業の推進を図ってまいりました。

また、食育に関しては、昨年度に引き続き食育指導専門員による啓発動画の作成、SNS（インスタグラム）の活用に加え、手のひらで測定する推定野菜摂取量の測定器（ベジチェック®）を学校へ貸し出し、楽しく、おいしい給食を喫食できる取り組みを実施した

ところです。

次に、令和6年度決算ですが、歳入総額 30 億 1,692 万円、歳出総額は、30 億 1,573 万円で、歳入歳出差し引き 118 万円を翌年度に繰り越しました。

その明細ですが、171 ページをお願いします。

まず、歳入の部です。

款 1 事業収入、項 1 事業収入の説明欄、目 1 賄材料費収入、節 1 現年度分 11 億 9,343 万円は、令和6年度当年分の保護者から徴収した学校給食費であり、収納率は、99.5%となりました。

なお、令和6年度の学校給食費は、小学校児童が日額 240 円、小学校教職員等が 268 円、中学校生徒が 290 円、中学校教職員等が 322 円となっており、給食提供は小学校が年間 184 日、中学校が 180 日でした。

節 2 過年度分 180 万円は、令和5年度以前の未納分、1,997 万円に対して収入したものであり、収納率は、9.0%となりました。

款 2 財産収入、項 1 財産運用収入の説明欄、目 1 利子及び配当金 9 万円は、令和元年度に創設しました大津市学校給食運営費負担調整基金を定期預金で運用した利息収入分です。

款 3 繰入金、項 1 繰入金の説明欄、目 1 繰入金、節 1 一般会計繰

入金 12 億 639 万円は一般会計からの繰入金です。

款 4 繰越金、項 1 繰越金の説明欄、目 1 繰越金 155 万円は、前年度からの繰越金です。

款 5 諸収入、項 1 雑入の説明欄、目 1 雑入は、消費税の申告に係る還付金、及び調理後の廃食用油の売買代金です。

これら歳入合計は、30 億 1,692 万円です。

次に、172 ページをお願いします。

歳出の部です。

款 1 給食事業費、項 1 給食事業費、目 1 給食事業費の説明欄、2. 学校給食総務費は、3 つの共同調理場、及び志賀中学校などで雇用している会計年度任用職員の人件費、調理に使用する消耗品、給食用食材費、システムサポート等の委託料、リース料、学校給食運営費負担調整基金の運用益の積立など、15 億 365 万円であり、説明欄 3. 学校給食管理運営費は、市内全小中学校の給食に係る経費、及び 3 つの共同調理場、葛川小中学校、及び志賀中学校の調理室に係る管理運営経費であり、食缶等の消耗品費、操業用の燃料費、光熱水費、維持管理に係る経費として修繕料、手数料、委託料、リース料などのほか、副食調理加工・配送・配膳業務委託料、工事請負費、備品購入費など 14 億 7,574 万円です。

これら歳出合計は 30 億 1,573 万円です。

以上、議案第 117 号令和 6 年度大津市学校給食事業特別会計の決算の認定についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。